\bigcirc 国内 土 交 閣 通 省府 令 第 八 号

令 宅 昭 地 和三 建 物 + 取 九 引 年 業 政 法 令 第三 昭 和 百 + 八 十三号) 七 年 法 律 第 第 兀 百 条 七 $\overline{+}$ *の* ニ 六 号) 第 項 第 \mathcal{O} 兀 規 + 定 に 条 基 第 づ 五 き、 項 及 宅 \mathcal{U} 地 宅 建 地 建 物 取 物 引 取 業 引 法 業 施 法 行 施 規 行

令 日

則

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

Ź

命

令を

次

 \mathcal{O}

ように定め

る。

和 五. 年 十二月二十 八

内 閣 総 理 大 臣 岸 田 文 雄

玉 土 交 通 大 臣 斉 藤 鉄 夫

宅 地 建 物 取 引 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} __ 部 を改 正 す る 命令

宅 地 建 物 取 引 業 法 施 行 規 則 昭 和 \equiv 十 二 年 建 設 省 令 第十二号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

次 \bigcirc 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部分をこれ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定

 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ うに 改 \Diamond る。

改 正 後	改正前
付に係る情報通信の技術を利用する方法)(法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交	付に係る情報通信の技術を利用する方法)(法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交
条の七 法第四十一条第五項の国土交通省令・内閣府令で定める	の七 法第
措置は、次に掲げる措置とする。	措置は、次に掲げる措置とする。
一 (略)	一 (略)
二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに契約事項を記録した	二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに契約事項を記録した
ものを交付する措置	ものを交付する措置
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
(法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交	(法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交
付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)	付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)
第十六条の九 令第四条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める	第十六条の九 令第四条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める
方法は、次に掲げる方法とする。	方法は、次に掲げる方法とする。
一 (略)	一 (略)
二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに当該承諾に関する事	一 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに当該承諾に関する事
項を記録したものを交付する方法	項を記録したものを交付する方法
2 (略)	2 (略)

附

則

公布の日から施行する。